

平成 31 年度（令和元年度）高知県四万十市 地域おこし協力隊員募集要項

四万十市は、高知県の西南部に位置し、平成 17 年 4 月 10 日に中村市と西土佐村が合併して誕生しました。本市は、日本最後の清流四万十川の中流域から太平洋に至るまで、豊かな自然環境と文化に恵まれた地域です。一方課題としては、全国の中山間地域と同様、人口流出、高齢化等に伴う様々な問題があります。とりわけ、地域の将来を担う後継者・人材が不足しています。

については、地域外から地域の将来を担う人材を受け入れ、本市の中山間地域での地域活動の協力者として地域おこし協力隊の隊員を募集します。

1 募集人員 若干名

2 活動地域

目黒川流域（四万十市西土佐大宮、須崎、藪ヶ市、津賀、津野川）

愛媛県から四万十川へ流れる目黒川流域に位置する農村地域です。協力隊OB 2名が定住しています。

3 活動内容

- (1) 大宮集落活動センター「みやの里」活動支援（地域新聞、SNS 情報発信、交流事業の支援等）
- (2) ㈱大宮産業活動支援（店舗業務支援、地産外商の推進、経営会議への参加等）
- (3) 目黒川流域の地域振興（各集落行事及び草刈り等の地域共同作業等への協力）

※大宮集落活動センター「みやの里」

大宮地域の人口減少高齢化により人材が不足し、地域活動の維持が困難になる、耕作放棄地が増加する、高齢者支援など取り組むべき課題が多くあります。それらの課題の解消及び地域活性化を検討する仕組みとして、平成 25 年 5 月に集落活動センター「みやの里」を設立し、地域支え合い活動として、大学生等との交流、ランチの開催、地域の暮らしを守る取り組みの協議を行っています。

※㈱大宮産業

大宮地域の生活の拠点であった JA の出張所の廃止を受けて、地域住民ら 108 名が株主となって平成 18 年 5 月に株式会社大宮産業を立ち上げました。地域に必要不可欠な店舗やガソリンスタンドの運営、大宮米の地産外商活動、地域交流イベント開催など地域の活性化に資する活動を行っています。大宮地域が力を合わせた取り組みが評価され、平成 22 年度には「過疎地域自立活性化優良事例」の総務大臣表彰を受賞しています。

4 募集対象

下記(1)～(11)の全ての要件を満たす方

- (1) 令和 2 年 1 月 1 日時点で概ね年齢が 20 歳以上、50 歳以下の方。性別は問いません。
- (2) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等※から、四万十市内の配属地域へ住民票を異

動させて生活できる方

- (3) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (4) 任期終了後も本市の中山間地域に引続き定住する意志のある方
- (5) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (6) 普通自動車免許を取得している方
- (7) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し、地域住民と協働で活動できる方
- (8) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方
- (10) パソコンを使用できる方
- (11) 地方公務員法第 16 条※に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※ (2) の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他 2 法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいいます。

※ (11) の地方公務員法第 16 条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は非保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます（他にも欠落事項の規定有り）。

5 担当地域、住居、委嘱予定日等

担当地域	住居 ※1	委嘱予定日 ※2	事務所 ※3
目黒川流域	大宮及び須崎地区	令和 2 年 1 月 1 日	西土佐須崎

- ※1 担当地域内の市住宅を提供します。希望を聞きますが、希望が重なった場合は抽選で決定します。
- ※2 仕事の引継ぎ等の理由により委嘱予定日の着任が困難な場合は、委嘱日について相談に応じます。
- ※3 担当地域にある休校となった小学校の一室を協力隊の事務所として構えます。

6 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週 4 日（月 16 日）
- (2) 勤務時間：原則 8 時 30 分から 16 時 45 分（1 日 7 時間 15 分、週 29 時間）
 - ※夜間、土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。
 - ※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。
 - ※年次休暇があります（1 年目は 7 日まで）。

7 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の非常勤特別職員（地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号）として四万十市長から委嘱します。
- (2) 初年度の委嘱期間は、委嘱日から令和 2 年 3 月 31 日までです。次年度からは年度毎に委嘱できるものとし、最長で 3 カ年までです。
- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

8 報酬（※令和元年10月1日現在）

月額 166,000円

※賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。

9 待遇及び福利厚生

- (1) 業務中はパソコン及び公用車が1人1台用意されます。
- (2) 居住地として市が所有又は提供（市が貸借）する住宅に居住してもらいます。協力隊員の期間は無償で貸与します。水道光熱費等は個人負担です。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (4) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (5) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。私的に公用車の利用できませんので、自家用車等の持込をお勧めします。

10 定住支援

- (1) 休暇日等で業務に支障がなければ、兼業を認めます。週3日の休日を有効に活用し、定住に向けて農林業従事、起業に挑戦するなど有効に活用してください。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内で起業に要する経費に対して補助金制度(上限100万円)があります。

11 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和元10月16日（水）から令和元年11月18日（月）必着

郵送又はメールで受け付けます。尚、提出された書類は返却しません。

- (2) 提出書類

■郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。

題材：協力隊として担当地域の振興のために3年間の任期でやってみたいこと及び定住に向けた活動

文字数：1,000文字程度

■メール応募の規則（提出内容は郵送の場合と同じ）

- ・メールの表題は「四万十市地域おこし協力隊応募（氏名）」をお願いします。
- ・例）四万十市地域おこし協力隊応募（四万十 太郎）
- ・履歴書、作文ともに docx 形式で作成してください。
- ・顔写真は jpg もしくは jpeg 形式で送ってください。
- ・データ添付の際は合計容量を 3MB 以内にしてください。

(備考)

メール応募後に送信不良などのエラーメッセージが届いていないかの確認をお願いします。応募メールが届いてから、担当者より3日以内に受領連絡をいたします。(※3連休中を除く)
担当者より連絡がない場合は、お手数ですが募集要項の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

(3) 申込・お問合せ先

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

四万十市西土佐総合支所 地域企画課 地域振興係 (担当：稲田)

電話 0880-52-1111 メールアドレス：n-tiiki@city.shimanto.lg.jp

1 2 選考

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を11月下旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に12月上旬に第2次選考試験(面接)を行います。日時及び会場等の詳細については、1次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 選考結果の通知

選考の結果については、12月中旬に文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明等

試験前に現地説明などを受けたい場合は、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です。

1 3 その他

勤務条件等(上記6・7・8・9ほか)は令和元年10月16日現在のものであり、今後条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。